

和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第 1 の別に
定める「くろまぐろ」について

(第 5 管 理 期 間)

平成 3 1 年 4 月 1 日公表

令和元年 6 月 4 日一部改正

令和 2 年 2 月 2 0 日一部改正

令和 2 年 2 月 2 6 日一部改正

令和 2 年 3 月 1 3 日一部改正

令和 2 年 3 月 1 6 日一部改正

第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは定置漁業、ひき縄漁業、はえ縄漁業を中心に漁獲されるが、資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、より一層の適切な保存及び管理が必要である。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国が定める海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」という。）により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 加えて、適切な保存及び管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

- (1) 第5管理期間における知事管理量は、次の表のとおりである。

くろまぐろ 30 キログラム未満の 小型魚（以下「小型魚」という。）	23.7トン	うち2.5トン を留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の 大型魚（以下、「大型魚」という。）	36.7トン	うち1.7トン を留保する

- (2) 第3の(2)により採捕の種類別の割当量から差し引いた数量については、上表の留保する数量に加えるものとする。

- (3) 本県の知事管理量と基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について第4に定められる指定漁業等の種類別に定める数量の間の融通及び他都道府県の知事管理量との間の融通について、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、上表の知事管理量は当該融通を反映した数量とする。

- (4) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第2に掲げる知事管理量の採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の定置漁業の割当量	8.1トン	5.8トン
本県の漁船漁業等の割当量	13.1トン	29.2トン

(注)本県の定置漁業とは、和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（以下「施行細則」という。）第3条第1号ア、イ及びウで規定する漁業
本県の漁船漁業等とは、施行細則第3条第1号エ及びオで規定する漁業

- (2) 第4管理期間で割当量を超えた採捕の種類があった場合は、超過した数量を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の当該採捕の種類の割当量は原則として当該超過した数量を差し引いた数量とする。
- (3) 上表の採捕の種類ごとの割当量の移譲について、関係者間で協議が調った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別の割当量は当該移譲を反映した数量とする。
- (4) 第2の(3)が調った場合は、関係者間で協議を行い、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別の割当量は当該協議を反映した数量とする。
- (5) 本県の採捕の数量が採捕の種類別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに、第5に定めるとおり、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令等を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

- ① 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下に該当する場合は速やかに、管理委員会（定置漁業にあっては、和歌山県くろまぐろの保存及び管理に関する協定（定置漁業）に規定する定置漁業管理委員会を、漁船漁業等にあっては、和歌山県くろまぐろの保存及び管理に関する協定（漁船漁業等）に規定する漁船漁業等管理委員会をいう。以下同じ。）を通じ本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
定置漁業	1日1か統当たり200キログラムを超える量の採捕
漁船漁業等	1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕

② ①の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業者	漁業協同組合	管理委員会	本県
採捕の数量によらず、採捕した場合は当日中に所属漁業協同組合に採捕した数量を報告	漁協担当者は、①の該当事案を認めた場合は、管理委員会事務局担当者に電話連絡	・事務局担当者は本県資源管理課に電話連絡 ・全ての関係漁協に F A X 連絡	本県は管理委員会事務局担当者に受信確認を連絡

③ ①の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか管理委員会を通じ確認し、必要な指導を行うものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置
定置漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県/漁業協同組合の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁、漁業協同組合の荷受け自粛。
漁船漁業等	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県/漁業協同組合の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの目的操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛。

④ 本県は、本県での小型魚又は大型魚の採捕の数量が知事管理量の 7 割を超えた場合は、1 日当たり 1 トンを超える採捕の数量報告があった場合に、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

① 本県は法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本県での小型魚又は大型魚の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第 2 又は第 3 の数量の 7 割を超え、若しくは超えるおそれが著しく大きいと認める時点で当該採捕の数量を公表するものとする。

- ② また、我が国全体での小型魚又は大型魚の採捕の数量が我が国全体の漁獲可能量の7割を超え、若しくは超えるおそれが著しく大きいと認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の①の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の①の公表とする。

(3) 早期是正措置について

本県は、前述の採捕の数量の公表後、採捕の数量が第2又は第3の数量若しくは我が国全体の漁獲可能量の7割を超え、若しくは超えるおそれが著しく大きいと認められた小型魚又は大型魚を対象に、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 定置漁業の場合

ア 本県の第2又は第3の数量若しくは我が国全体の漁獲可能量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

●次の管理措置の実施を助言する。

- ・生存個体を放流する。
- ・入網が大型魚の場合等、放流が困難な場合は当該日の網起こしを休止する。

●管理委員会に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 本県の第2又は第3の数量若しくは我が国全体の漁獲可能量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

●次の管理措置の実施を指導する。

- ・生存個体を放流する。
- ・入網が大型魚の場合等、放流が困難な場合は当該日の網起こしを休止する。

●管理委員会に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 本県の第2又は第3の数量若しくは我が国全体の漁獲可能量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

●次の管理措置の実施を勧告する。

- ・生存個体を放流する。
- ・入網が大型魚の場合等、放流が困難な場合は当該日の網起こしを休止する。

●管理委員会に当該措置の履行確認を依頼する。

② 漁船漁業等の場合

ア 本県の第2又は第3の数量若しくは我が国全体の漁獲可能量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

●次の管理措置の実施を助言する。

- ・目的操業を禁止する。
- ・やむを得ない採捕であっても、生存個体は全て放流するとともに、当該採捕をもって当該漁業の操業を切り上げる。

●管理委員会に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 本県の第2又は第3の数量若しくは我が国全体の漁獲可能量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

●次の管理措置の実施を指導する。

- ・目的操業を禁止する。
- ・やむを得ない採捕であっても、生存個体は全て放流するとともに、当該採捕をもって当該漁業の操業を切り上げる。

●管理委員会に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 本県の第2又は第3の数量若しくは我が国全体の漁獲可能量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

●次の管理措置の実施を勧告する。

- ・目的操業を禁止する。
- ・やむを得ない採捕であっても、生存個体は全て放流するとともに、当該採捕をもって当該漁業の操業を切り上げる。

●管理委員会に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

① 本県は管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

② 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について
採捕の停止命令について

- ① 本県での小型魚又は大型魚の採捕の数量が第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県での小型魚又は大型魚の採捕の数量が第3の採捕の種類別の数量の9割5分を超える時点で、第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 我が国全体での小型魚又は大型魚の採捕の数量が、我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ④ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県水面での遊漁者も命令対象者である。本県水面での遊漁者に対し、管内の漁船漁業等を営む漁業者の取組内容を伝え、採捕の停止命令の対象となった小型魚又は大型魚を採捕しないよう指導する。